

平成 27 年度 第 3 回 三浦市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成 27 年 11 月 20 日（金） 14 時 00 分～15 時 00 分

2 場 所 三浦市三崎水産物地方卸売市場 7 階大会議室

3 報告事項

- (1) 報告事項 1 三浦市三崎水産物地方卸売市場の都市計画素案について
- (2) 報告事項 2 都市計画公園・緑地の見直しについて

4 出席者

(3) 委 員 柳沢委員、星野委員、中島委員、小林委員、藤田委員、
出口眞琴委員、草間委員、三沢委員（小内委員の代理）、
佐々木委員（田中委員の代理）、磯部委員、鈴木委員、
出口吉男委員、宮川委員〔13 名出席〕

(4) 事務局 星野都市環境部長、不動水産担当部長、
大滝都市計画課長、塚本都市政策担当課長、
君島市場管理事務所長、古川特定事業推進担当課長、
中村 GL、岩瀬 GL、ソリバン主任、柳澤主任、深瀬主任、
川崎主事

(5) 傍聴人 0 名

5 関係資料

- (1) 報告事項 2 「都市計画公園・緑地の見直しについて」関係資料

6 議 事

- ・ 定刻に至り、事務局（星野部長）より、本日の資料に係る説明後、開会を宣言しました。
- ・ 出席者が半数（14 名中 13 名出席）に達し、本審議会条例の規定により、本審議会が成立していることを報告しました。
- ・ 傍聴について、傍聴申出がなかったことを報告しました。
- ・ 柳沢会長より、議事録の署名委員として、出口眞琴委員と出口吉男委員を指名しました。

【議長】

では、報告事項1「三浦市三崎水産物地方卸売市場の都市計画素案について」事務局より説明願います。

－報告事項－

報告事項1 三浦市三崎水産物地方卸売の都市計画素案について

・資料に基づき、事務局より次の報告を行いました。

【事務局】

報告事項1、三浦市三崎水産物地方卸売市場の都市計画素案について、ご説明いたします。

説明は、市場を都市計画施設に定めようとするものの経緯についてこれまで本審議会においてもご説明してきておりますが、おさらいの意味を含めて、簡潔にご説明させていただき、次に、具体的にまとまった都市計画素案について、ご説明いたします。また、最後に、今後のスケジュールについて、ご報告いたします。

はじめに市場の位置や用途地域などについてご説明いたします。スクリーンの左側をご覧ください。

主な都市計画道路については、3・5・1横須賀三崎線、3・4・1三浦縦貫道路、3・6・1西海岸線、3・5・3三崎向ヶ崎線でございます。

国道、県道については、国道134号、県道215号上宮田金田三崎港でございます。

鉄道については、京急久里浜線、こちらが三崎口駅でございます。

三浦市役所は、こちらでございます。

市場は三浦半島の南端、城ヶ島の北側に位置しており、三崎口から6km程度の位置でございます。

市場周辺の拡大図がスクリーン右側となります。

市場は概ねこの位置でございます、こちらが3・6・1西海岸線でございます。

当該敷地の用途地域は準工業地域に指定されており、建ぺい率は60%、容積率は200%、高度地区は第2種高度地区が指定されており、建築物の高さの最高限度は15mに制限されています。

市場の周辺を更に拡大いたします。

現在の市場の周辺には、ご覧のとおり、市場施設ではございませんが、超低温冷蔵庫、トラックスケール、前処理工場、水産物集配施設などがございます。

三崎漁港の高度衛生管理計画においては、この黄色で囲まれたエリアにおいて、高度衛生管理化を目的とした漁港整備が実施される予定であり、その一環

として、冷凍マグロ用低温卸売場の新設などが計画されています。

市場は、建築基準法第 51 条により、「都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされており、市場が都市計画に定められている必要があります。

しかし、現在、市場は都市計画に定められておらず、「ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。」という建築基準法第 51 条ただし書きを適用して建築されたものでございます。

平成 3 年に、既存市場の建築にあたって、建築基準法第 51 条ただし書きを適用した理由でございますが、当時は、現在うらりや三浦市水産物集配施設がある場所に、既存市場の前身の市場施設である本港魚市場があり、その 2 つの敷地を含む位置で都市計画決定をしようと考えておりました。

しかしながら、漁港整備長期計画の土地利用と整合性をとる上で直ちに都市計画決定することができない状態であることから、第 51 条ただし書きにより、建築することに至りました。

今回の高度衛生管理化に伴う施設整備にあたっては、こうした特別な事情もないことから、三浦市三崎水産物地方卸売市場を都市計画として定めたいと考えています。

次に上位計画についてご説明いたします。

市場を都市計画に定めることについて、都市計画に関する上位計画である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「三浦市都市計画マスタープラン」において、本件に関する方向性を読み取れる記述はあるものの、明確な位置づけがございませんでした。

そこで、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」については、第 7 回線引き見直しの取組中でしたので、市場に関する記載を追加することで県と調整を図り、現在は、素案に盛り込まれ、都市計画変更の手続きを進めています。

「三浦市都市計画マスタープラン」については、新たな仕組みとして盛り込まれている「機動的な対応」により、市場を追加明示することといたしました。

「三浦市都市計画マスタープラン」への追加明示は、追加明示案を検討するための新たな検討組織について、本審議会からの答申を踏まえ、水産・経済の専門的知識を有する臨時委員を委嘱するとともに、本審議会に小委員会を設置いたしました。

そして、小委員会による検討については、今後の都市計画決定を見据え、「実務者のための新・都市計画マニュアル」を参考にスクリーンに記載のとおり、検討を進め、追加明示案を取りまとめました。

その後、平成 27 年 8 月 20 日に開催しました本審議会の諮問・答申を経て、平成 27 年 9 月 1 日に、スクリーンにお示ししている内容を市場に関する追加

明示として決定・公表いたしました。

次に、都市計画素案について、ご説明いたします。

追加明示の検討の際にも、今後の都市計画決定を見据えた作業に努めてまいりましたが、都市計画素案を作成するにあたり、さらに、具体的な検討を重ねた結果、修正した内容についてご説明いたします。

一点目は、低温卸売場の配置について、二点目は、市場の東側の岸壁に整備される予定の庇と市場施設との関係でございます。

まず、低温卸売場の配置についてですが、緑色部分の岸壁と茶色部分の漁港道路との間の赤の点線で囲まれた範囲で配置することを考えておりました。

しかし、その後の検討において、冷凍マグロの取引を行う上で、最低限必要な建物の幅は、岸壁と漁港道路との間、目一杯の幅が必要であり、さらに、高度衛生管理上、低温卸売場の廻り及び超低温魚市場冷蔵庫からの搬出入通路に、雨、直射日光を防ぐため、桃色の部分について、庇を整備することも必要となったことから、岸壁と漁港道路との間に収まらないことが判明しました。

そのため、漁港の利用計画上、岸壁に市場施設がかかることは望ましくないのですが、スクリーンにお示ししているイメージ図のとおり、岸壁の上空に、庇を張り出す形での整備をすることで漁港管理者と調整を図りました。

その結果、都市計画を定める範囲といたしましては、漁港管理者の意向を踏まえて、岸壁に張り出す部分を最低限とし、やむを得ず凸型の区域設定といたしました。

次に、東側岸壁の屋根（庇）の整備についてですが、具体的には、赤色で囲まれた部分になります。

追加明示案の検討時においては、この屋根は、岸壁に設置されることから、市場施設ではなく、陸揚施設として整理しており、整備の際には、市場施設とは別敷地として、個別に建築確認をすることを想定しておりました。

今回、改めて整理したところ、鮮魚・活魚については、この岸壁で陸揚げされた後、直ちに市場に搬入されて取引が行われること、高度衛生管理化を図る上では、屋根と市場建物は一体である庇として整備することが好ましいこと、建築確認を司る特定行政庁においても、これらは一体不可分であり、同一敷地設定すべきとの方向性が示されたこと、こうしたことを踏まえ、都市計画を定める範囲といたしましては、東側の岸壁を含める形としました。

以上、二点を修正し、取りまとめた都市計画素案について、ご説明します。

都市計画市場の名称は、「三浦市三崎水産物地方卸売市場」、位置は、「三浦市三崎五丁目」、面積は、「約 17,700 m²」、都市計画市場として定める理由といたしましては、「消費者に信頼され、かつ、競争力を有する水産業づくりを実現するため、水産物の生産から陸揚、流通・加工までの一貫した供給システムの構築にあたり、鮮度保持対策や衛生管理対策に取り組む。このため、水産物

の陸揚から荷捌き、出荷に至る各工程を対象として高度衛生管理を導入することを目的として、低温卸売場を新設するとともに、既存市場施設を改修する。については、これまで建築基準法第 51 条ただし書により位置指定を受けていた範囲に、新設する低温卸売場の範囲等を加え、三浦都市計画市場として都市計画決定すること。」になります。

都市計画を定める範囲といたしましては、緑枠で囲んだ建築基準法第 51 条ただし書きで位置指定している範囲に、低温卸売場と東側岸壁の庇を加え、赤枠で囲んだ部分にしたいと考えております。

最後に、今後のスケジュールですが、来月、本素案を縦覧するとともに、都市計画説明会を開催いたします。

2 週間の縦覧期間において、公述の申出がございましたら、公聴会を開催し、公述要旨及び見解をまとめ、本審議会に報告及び公表いたします。公述の申出がなかった場合は、公聴会は開催いたしません。

その後、県協議、法定縦覧と、都市計画決定手続きを進め、本審議会の諮問・答申を経て、都市計画決定したいと考えています。

また、都市計画事業認可も受けたいと考えておりますので、都市計画決定に併せて、事業認可申請及び告示を予定しております。

説明は以上です。

【議長】

ただいまの説明に関しまして、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

【議長】

皆さん、よろしいですか。

では、最後に説明のあったスケジュールですが、次の都市計画審議会は年明けくらいということでしょうか。

【事務局】

年明けに公聴会を開催する予定でございますので、公述要旨と本市の見解をとりまとめ、2 月頃開催の本審議会に報告させていただきます。ただし、公述の申出がなければ、公聴会は開催いたしませんので、その場合は、2 月に法定縦覧、2 月末頃に本審議会への諮問し、答申をいただくことを予定しています。

【議長】

それでは、本案件については以上といたします。

【議長】

では、報告事項2「都市計画公園・緑地の見直しについて」事務局より説明願います。

—報告事項—

報告事項2 都市計画公園・緑地の見直しについて

・資料に基づき、事務局より次の報告を行いました。

【事務局】

○都市計画公園・緑地の見直しについて

それでは、都市計画公園・緑地の見直しについてご説明いたします。

本件につきましては、神奈川県が都市計画道路に続き、都市計画公園・緑地の見直しを行う方針を示し、平成27年3月に都市計画公園・緑地見直しのガイドラインを作成しました。このガイドラインにおいて、見直しの対象としている都市計画公園が三浦都市計画区域にもございますので、本市といたしましても、都市計画公園・緑地の見直しのため、今後、取り組みたいと考えております。

本日は、県が作成したガイドラインの概要、本市の状況及び今後の予定をご説明いたします。

説明はスクリーンを中心に進めさせていただきます。それではスクリーンにお示ししている項目について順次、ご説明いたします。

○ガイドラインの概要について

まず、Iガイドラインの概要の①見直しの背景です。

①見直しの背景についての主な要因には、次のような現状があります。

都市公園の整備は、用地取得費が膨大となり、計画的な整備が進んでいないこと、そのため長期にわたって未着手となっている都市計画施設においては、都市計画法第53条の制限をかけ続けていること。

一方では、平成23年11月の都市計画運用指針の改正において、都市計画施設等を定期的に見直すマネジメント・サイクルを重視した都市計画の考え方が示されたこと。

また、社会情勢の変化により、都市計画公園・緑地に求められる機能に変化していく可能性があること。こうしたことを踏まえ、神奈川県が、全県的に都市計画公園・緑地の見直しを行うこととし、都市計画公園・緑地見直しのガイドラインを作成しました。

次に、②現状と課題についてです。

スクリーンには、平成24年3月31日現在の神奈川県における都市計画公園・緑地の整備状況を、お示ししております。

県全体で、2,468箇所、面積約5,313haの都市計画公園・緑地が決定されております。

そのうち、未着手の面積は約884haであり、決定面積全体の約17%となっております。

なお、未着手の定義は、整備済、事業中以外の都市計画公園・緑地面積とされております。

次に、年代別の都市計画決定の状況についてです。

未着手となっている約884haのうち、都市計画決定から20年以上経過しているのは、115箇所、約662haであり、未着手全体の約75%となっております。

次に、長期未着手となっている都市計画公園・緑地の原因と課題についてです。

神奈川県は、多くの長期未着手を抱える市を、ケーススタディとして選定し、整備の状況や周辺を含めた土地利用の状況に関する調査を行い、集約しました。

その結果として、スクリーンにお示しした6項目の、原因と課題に整理されております。

①財政事情については、住宅等が立地して、用地取得の事業費が膨大になることから、整備の見通しがたたないこと、限られた予算の中で、優先順位の高い公園・緑地から整備を進めているため、優先順位の低い都市計画公園・緑地は未着手となっているものでございます。

②類似機能の存在については、近隣において、地域制緑地又は都市計画決定されていない都市公園など、公園・緑地に係る制度等で当該都市計画公園・緑地に求められる機能が一部確保されていることから、整備優先度が低下していること、都市計画公園・緑地に重複して、自然公園等の他の緑地制度が定められていることから、整備優先度が低下しているものでございます。

③部分開設については、用地取得の難航などによって、部分的にしか開設されていないため、当該都市計画公園・緑地に求められる全ての機能が発揮されていないものの、一定の機能が確保されていることで整備優先度が低下しているものでございます。

④技術的な課題については、区域内に急斜面や崖地等大きな段差が含まれることや、大きな段差により分断された両区域を結ぶためのアプローチ道路がないことなどから、事業実施が困難となっているものでございます。

⑤砂浜等の公共空地の存在については、都市公園としては開設されていないが、砂浜、河川水面、公有林など現状のままでも、当該都市計画公園・緑地に求められる機能が一部確保されているものでございます。

⑥関連事業との調整については、土地区画整理事業の区域内に存する都市計画公園など、関連事業の進捗の遅れが影響し、事業実施が見送られているものでございます。

次に、この6つの原因と課題それぞれが、長期未着手の都市計画公園・緑地の

どの位の割合を占めているのか、公園・緑地の規模別について、整理されていません。

その結果、小規模な公園・緑地では、①財政事情が占める割合が最も高くなっております。

大規模な公園・緑地では、③部分開設が占める割合が最も高くなっております。

また、⑤砂浜等の公共空地の存在については、大規模な公園・緑地固有の原因と課題となっております。

以上のことから、①財政事情、③部分開設、⑤砂浜等の公共空地の存在の3つをまずは、解決すべき主たる課題と、神奈川県は整理しました。

次に、③見直しに向けた検討です。

はじめに、見直しの基本的スタンスですが、都市計画運用指針においては、「公共空地の都市計画は、経済社会情勢の変化に応じた都市の将来像の見直しに対応して都市計画区域全体の緑地の配置計画を見直した結果として、都市計画を変更した方が公園等の公共空地の適正な配置のためにより有効となる場合、あるいは、適正かつ合理的な土地利用を確保する目的で関連する都市計画との整合を図る必要がある場合に、都市に必要な公園等の公共空地の機能を確保しつつ、変更することが望ましい。」とされております。

こうしたことから、見直しにあたっては、県の都市づくりの基本方向を示したかながわ都市マスタープランや県全体のみどり施策の体系的な推進を図るための神奈川みどり計画、さらには、都市公園の配置や規模に関する技術的な基準を定める条例などと整合を図りつつ進める、としております。

また、都市計画区域若しくは市町毎に定められた上位計画である都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（整開保）、市町村マスタープラン、緑の基本計画などにも即して見直しを行う、としております。

目標年次は、整開保との整合を図る観点から、概ね20年後の都市の姿を展望したうえで行う、としております。

次に、見直しに向けた検討事項の抽出についてです。

今回の見直しは、マネジメント・サイクルにおける初回の見直しとなることから、神奈川県が抱える典型的な課題に対応した見直しに取り組む、とされております。

そこで、具体的見直し対象としては、長期未着手の主たる原因と課題のところで整理されているとおり、小規模な公園・緑地では①財政事情、大規模な公園・緑地では③部分開設、⑤砂浜等の公共空地の存在、これら3点に重点を置いた見直しをすること、としております。

①財政事情については、原因と課題で掲げた②類似機能の存在も念頭において考えた場合、周辺において他の公園・緑地に係る制度によって確保されている空地に機能代替の可能性を検討していくことなどが考えられる、とされております。

③部分開設については、当該公園・緑地に求められる機能の整理を行い、整備済区域における機能の充足状況を把握し、未着手区域の取り扱いを検討することが考えられる、とされています。例えば、整備済区域で、求められる機能が満足している場合には、未着手区域を廃止することも考えられ、機能が不足する場合には、例えば、近隣の生産緑地など、他の制度を活用することで機能を代替させることが考えられる、とされております。

⑤砂浜等の公共空地の存在については、まずは、必要とされる機能の再評価が必要であり、その際には、都市計画公園決定当時の目的状況などを確認し、見直しの必要性を整理していくことが考えられる、とされております。

これらの原因と課題への対応を踏まえて、今回の見直しでは、長期未着手の主たる原因と課題に対応できるよう、その検討の方向性として、緑地の配置方針や配置計画を点検した上で、求められる機能を整理し、その機能を代替させることにより確保していくこと、と整理されております。

続きまして、求められる機能の整理では、公園・緑地の機能と検証項目についてです。

都市計画運用指針や、各市町の緑の基本計画を参考にして①環境保全機能、②防災機能、③レクリエーション機能、④景観形成機能と整理されております。

さらに、各市町が緑の基本計画において地域特性に応じた機能などを整理していることから、⑤その他の機能が追加されております。

次に、類似機能をもつ公園・緑地に係る制度についてです。

都市計画公園・緑地の機能を代替できる類似機能のある制度として、大きく3つの分類がされております。

一点目は、特別緑地保全地区、生産緑地などの地域制緑地。二点目は、都市公園、借地公園、市民農園などの施設緑地。三点目は、学校や寺社仏閣など、とされております。

なお、これらの類似機能のある公園・緑地制度には、それぞれ、継続性、担保性に差異があるため、機能代替の検討をしていく際には、留意が必要とされております。

次に、代替先が存在しない場合の対応の検討についてです。

都市計画公園・緑地としての必要性が高いものの、今後も実現性は低く、周辺に代替先も存在しない場合には、その対応を検討する必要がある、とされております。対応としましては、代替できる空地等が存在しない場合には、その区域で都市計画決定した目的を達成する必要があることから、存続とすることを基本とする、とされております。

ただし、用途地域に比べ、都市計画法第53条による制限が相当厳しく、今後も長期にわたり、この制限が継続される場合など、地域の実情によりやむを得ない場合の対応として、上位計画の位置づけを確認した上で、都市計画公園・緑地を

廃止する選択肢を設ける、とされております。

このように、やむを得ず廃止する場合の考え方としましては、上位計画において、概ねの位置や規模等が示されていること、将来、都市計画決定することを前提に、一旦、都市計画公園・緑地を廃止し、その地域において、空地等の適地が発生した段階で都市計画決定をしていくという柔軟性のある都市計画の考え方が、示されております。

続いて、④見直しの進め方についてです。はじめに見直しの基本的な考え方についてです。

見直しの目的についてですが、長期未着手の都市計画公園・緑地について、社会経済情勢の変化を踏まえ、その必要性を確認するなどの、都市計画の再検証を行い、行政としての説明責任を果たすことで、都市計画に対する信頼性を高めるものとしております。

見直しの主体についてですが、都市計画公園・緑地の見直しは、それぞれの地域の実情や特性等を勘案し、緑地制度の全体計画を運営している市町が主体となっていくことから、実際に市町が見直す際は、独自の考え方で見直しを進めることを妨げるものではない、としております。

見直しの対象についてですが、都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直しの対象としております。

検証の観点については、求められる機能を踏まえて、必要性、実現性、代替性の観点から行うとしており、その結果により存続、変更、廃止に分類するとしております。

次に見直しの手順について、フローに基づき具体的に説明いたします。

事前準備として、上位計画である緑の基本計画、整開保、市マスタープランなどとの確認をする、としております。

次にステップ1の見直しの対象の選定です。原則として、見直し時点で、都市計画決定後20年以上経過しても未着手の区域を含む都市計画公園・緑地を見直し対象として抽出する、としております。

次にステップ2の必要性の検証です。

まず、見直し対象が上位計画の配置方針や概ねの位置・規模等と整合、社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証します。必要性がない場合は、廃止とします。必要性がある場合は、次のステップ3へ進みます。

ステップ3では、20年後の実現性の検証です。財政上の観点や整備優先度の観点から検証して、実現性がある場合は、存続とします。実現性がない場合はステップ4へ進みます。

ステップ4では、代替性の検証です。

はじめに代替可能な候補地の有無を確認します。候補地がある場合では、継続

性・担保性の検証として、都市施設として都市計画決定することが可能か検証します。

代替可能な場合は、これに付け替えることとし、都市計画を変更することとします。可能でない場合は、継続性・担保性の検証として、他の法令により継続性・担保性が確保されるか検証します。確保される場合は、都市計画を廃止することとします。代替可能な候補地がない場合及び他の法令により継続性・担保性が確保されない場合は、ステップ5へ進みます。

ステップ5では、存続の検証をします。

長期にわたる過度な建築制限等をかけていないか等、地域固有の特段の事情がないか検証します。特段の事情がなければ、存続とします。特段の事情があれば、緑の基本計画等の、上位計画に概ねの位置等の記載があることを確認のうえ、改めて、代替先を都市計画決定することを前提に、一旦廃止とします。見直しの結果が存続の場合は、県へ報告をし公表するまでとなりますが、変更又は廃止の場合は、都市計画の変更の手続きを行う必要があります。

以上が神奈川県が策定したガイドラインの概要でございます。

○三浦市の現状について

次に、Ⅱ三浦市の現状です。三浦市の都市計画公園の配置を、お示ししています。市内には、県立城ヶ島公園を含む7つの都市計画公園がございます。都市計画公園については、赤色で配置をお示ししております。県立公園につきましては、神奈川県が対応しますので、市としては、今回の見直し対象とはいたしません。

今回の見直しは、ガイドラインの考え方から、都市計画決定から、長期にわたり未着手部分がある都市計画公園が対象となりますが、併せて、都市計画決定と都市公園法に基づく開設エリアにずれが生じていないか、市内に位置づけられる、すべての公園についても確認をしていきます。

また、三浦市みどりの基本計画等の上位計画における配置や面積の目標値等の関係も確認しつつ、関連する部署とも連携を図りながら検討していきます。

なお、都市計画決定面積と公園供用面積からも確認ができますが、都市計画公園の中で、未着手部分があるのは諸磯公園のみであり、この公園が県ガイドラインによる見直しの対象となります。

対象となる諸磯公園です。都市計画決定は、昭和61年11月29日、都市計画面積は、0.77haです。公園供用面積は、0.55haです。

写真に示している樹林地が長期未着手となっています。

○今後の予定について

最後に、Ⅲ今後の予定です。

今後、6公園について、都市計画決定の範囲と開設区域の位置関係の把握など、

詳細な現状把握から取り組みます。

その後、県ガイドラインに即して、庁内関係部署により検討し、見直し結果の素案を作成したいと考えております。その際は、必要に応じて、本審議会に状況を報告させていただきます。

素案をとりまとめた後には、パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映を行った後、平成28年度中に、本審議会に見直し結果について諮問させていただきたく存じます。

なお、見直しの結果が存続の場合は、県へ報告をし公表するまでとなりますが、変更又は廃止の場合は、平成29年度以降に都市計画の変更の手続きを行います。説明は、以上でございます。

【議長】

はい、ご苦労様でした。

三浦の現状の表を出しておいてください。

ご質問、ご意見いただきたいと思います。はい、藤田委員。

【藤田委員】

諸磯の公園ということで、今、説明がありましたけど、0.77haのところ0.55haの整備ということですが、具体的に都市計画法53条の規制がされているなか、どういう状況と考えているのか聞かせてください。

【議長】

検討自体はこれからですが、どのような状況で、方向性について、どのような考えがあるのか、お聞かせください。

【事務局】

方向性については、基本は県のガイドラインに基づいて検証していくこととなります。状況は先程の写真にありましており、未着手の部分が樹林地になっておりまして、樹林地のところを、例えば園路・広場として活用することは、考えにくいと思います。

つきましては、先程、求められる機能のところでご説明しました、環境機能だとか、景観形成機能であるとか、そういった観点により検証して、必要性を判断していきたいと思います。

具体的な、その先の方向性のイメージというのは、まだない状況です。

【議長】

よろしいですか。はい、中島委員。

【中島委員】

まだ、これからなんでしょうけど、未着手となった原因としては事例のどれにあたるのでしょうか。諸磯公園については、どういう事情で部分開設となってしまったのでしょうか。現状では、どう推定されているのでしょうか。

【事務局】

中島委員のおっしゃるとおり、まさに、部分開設に該当するものと思われま。部分的に開設していて、残っているのが斜面地ということで、景観的なものとか、環境保全が図られているということで、その区域において公園を整備するということが、財政状況等を考えて優先順位が低いと判断したことが推定されます。

【議長】

他にはいかがでしょう。ちょっと私から質問なんですけど、三浦市で7つというのは、直感的に少なそうな感じがします。面積はちょっとよくわからないのですが。ひとつは、児童公園はもっと非常に沢山ありそうな感じがしますが、これしかないのか、ということと、公園が1人当たり何㎡とか、それ自体を絶対目標にする必要はないんですけど、一応の公式目標が国でもあるし、三浦としても多分持っていると思うのですが、それに対して現状はどういった状況なのかということ。

【事務局】

まず街区公園の配置状況についてですが、図において、赤い印が都市計画公園なのですが、その他、ポツポツとある、緑の印が都市計画決定していない公園でございます。ガイドラインでも整理されているのですが、規模の大きい公園を補助事業の対象としたことで、規模の小さい公園は都市計画決定を伴わずに単独事業で公園を整備していった経緯があるのではないかと考えられます。

公園の整備状況についてですけれども、本市の公園整備状況は、平成25年3月31日現在、箇所としては63箇所、37haの公園があります。1人当たりの確保面積は7.91㎡ということで、県全体では人口1人当たり5.1㎡程度ですので、それに比べると高い状況になっております。

【議長】

なるほど、都市計画決定していない公園が、この外側にあるたくさんあるということですね。

【事務局】

そうです。こちらは、みどりの基本計画に示している方針の図面ですが、その

中で、ちょっと細かいのですけれども、「街」の番号がふってあるのが街区公園です。このように街区公園を都市計画公園と同等とみなしていくと、相当の密度で配置されている。それについての精査をしていませんが、それなりに確保されています。

【議長】

はい、わかりました。藤田委員。

【藤田委員】

関連ですが、みどりの基本計画の中では平成20年3月ですので、目標が平成37年に街区公園は92ということではあるのですが、現状で25年度時点で63というのは全体ですよね。目標に対する進行状況というのは、どのくらいですか。みどりの基本計画の目標が平成37年度には、街区公園は92、面積15.89を目標にしますかね、1人当たり3.18㎡に目標を定めているのですが、今現在の状況というのはいかがでしょう。

【事務局】

街区公園が58箇所です。面積は9.91haという状況です。

【藤田委員】

1人当たりは出してないのですね。

【事務局】

街区公園ですか。

【藤田委員】

みどりの基本計画が全体でありましたけど、いいです。風致公園のほうですけど、みどりの基本計画の中で、今現在、目標的には3と挙げていますが、それについてはどうですか。すみません、都市計画公園から外れますけど。

【事務局】

風致公園は、県立城ヶ島公園1公園となっていて、城ヶ島公園の確保目標は、島の西側を含めた値になっています。手元に細かいデータがないのでわからないのですけれども、開設しているのは島の東側のみですので、そういった点では、ざっくり目標の半分くらいだと思います。細かいデータがなくて申し訳ありませんが。

【藤田委員】

油壺公園も風致公園なんですよ、それで2ということですよ。

【事務局】

失礼しました。そのとおりです。

【藤田委員】

わかりました。

【議長】

風致公園は都市計画決定されていないのですか。

【事務局】

城ヶ島公園は、決定しております。

【議長】

それで、開設していない部分もかなりあるわけですね。

【事務局】

都市計画決定は海浜地の部分も含んでおります。開設しているエリアはその中で、海浜地を除いているところで開設しておりますので、その差が生じていると認識しております。確保目標はおそらく横線で表記されている、西側の半分の台地の上を公園にしていこうというような構想がありまして、それについては都市計画決定に至っていないし、事業についても未定ということですよ。

【議長】

あの上のほう、この図の右側の上のほうも、同じですか。風致公園として将来やっていくのですか。

【事務局】

油壺の海側にある規模の小さいところ、こちらも風致公園として開設していません。図の下のほう、南側にありますが、宮川地区において、構想ですけども宮川総合公園です。宮川公園は、現在、風車のある、あちら側に見えます。あそこが宮川公園ですよ。

【議長】

あれも都市計画決定しているのですか。

【事務局】

いえ、していない公園で、それも整開保等で総合公園として整備していきたいということで、そういう構想をみどりの基本計画には位置づけております。

【議長】

はい。ほかにご質問は。確認ですけれども、これからどういうところを公園として評価していくとか、整備を更に頑張っていくかというような考え方の整理はみどりのマスタープランで行われているということだと思いますね。

【事務局】

はい、この方針図のとおりです。構想を含めて確保目標のために予定しているとか、確保すべき公園というのはみどりの基本計画に位置づけられています。

【議長】

どこをどう頑張るべきかということは、計画が別にできている、したがって当面は長期未着手の公園だけに的を絞ってもいいのではないかと、そういう考えですね。

【事務局】

そのとおりでございます。

【議長】

ほかにはどうですか。よろしいでしょうか。スケジュールはいま何かありましたか。

【事務局】

はい。こちらスライドのとおりでございます。対象は1公園なので時間をかけずに、なるべく早めに結論を出したいと思っています。今後、検討を進め、来年度中には終わらせたいと思っております。

【議長】

ご質問、ご意見ないようですが、よろしいでしょうか。

はい、それではこの件についても、終了といたします。今日の案件は以上ですが、事務局、お願いいたします。

【星野部長】

柳沢会長、ありがとうございました。報告事項について、終了させていただき
ます。また、各委員の皆様におかれましては、長時間にわたり、活発なご審議を
いただき、誠にありがとうございました。引き続き、事務局からの事務連絡がご
ざいますので、よろしくお願いたします。

【事務局】

- ・ 引き続き事務局より、「県立三崎高等学校跡地利活用について」契約候
補者であった（株）ベイシアと事業契約を締結したこと、引き続き、関係
機関との調整を行い、進捗に応じて地区計画の案を都市計画審議会へ報告
していくことを報告しました。
- ・ その後、次回の都市計画審議会については、冬頃を予定している旨の事
務連絡を行った後、閉会を宣言し、本審議会を終了しました。